

充は、予算の関係上きわめて困難な実状にあり、そのために学生の自習を重んずる単位性そのもの有名無実になり、学生の学力低下の重要な一因となつてゐる。学生用図書の拡充はきわめて急務である。

II 施設について

- A 大学図書館は図書の倉庫であつてはならない。研究、教育の機能の中心として、書庫、閲覧室、特殊施設室を有機的に設置し拡充すべきである。
- B 現在なお多くの大学図書館が木造であることは、むしろ非常識である。速やかに不燃性建築とすべきである。
- C 書庫面積が蔵書数の増加に対応して増加していない大学図書館が大部分を占めている。図書の格納の場所としても不十分であるのみならず、管理、運営に重大な支障をもたらしている現状は改善るべきである。
- D 学生数の増加に対応する閲覧室の増加は、ほとんどの大学において実現していない、マイクロフィルム、視聴覚などの特殊施設も早急に整備する必要がある。

III 図書館職員について

- A 図書館職員の定員は、教官、学生数および蔵書数の増加、利用度の上昇に対応する増加を示していない。最少限の臨時職員を加えて辛うじて運営しているものが大部分である。職員1人当たりの冊数、利用者数は過重であつて、そのために有効な運用ができていないことは改めるべきである。
- B 図書館職員の業務は、一般事務職員の業務と異り、特殊専門の知識と技能を要し、熟練を要する。とくに研究者に対するサービスにおいては高度の知識を要する。そのため専門職員、司書等を養成する機関が設置るべきである。現在は文部省図書館職員養成所のほか二、三の私立大学に図書館学科があるにすぎない。より高度の養成機関を必要とする。
- C 専門的に訓練された図書館職員を、一般事務職員と区別し、特殊職種（例えば教官職に準じた職種）として、待遇の向上を図るべきである。現在、図書館職員養成所等において、司書の資格を与えられても、現実に大学図書館においては、一般職員と区別されていない。したがつて長く図書館にあつて、高度の専門職能をもつとかえつて、一般事務職員よりも不利益になるという矛盾が生じている。そのため図書館職員を確保して熟練と技能をたかめることを不可能としている。このような状態では図書館機能が麻痺するのが当然である。速やかに司書職のごとき職種を設定すべきである。

IV 予算について

図書館予算は大学において、独立しておらず、本部予算に依存しているが一般的の状態であるが、図書館はその性質上独立の予算とすべきである。とくに図書数や利用度も漸次増加し、新しい機能（マイクロフィルム、視聴覚利用）も発達し、大学間の相互利用の機能も必要となるなど、独自に予算をもつて運営することを要する事業が激増している。

については、図書館独自の予算を計上し、施設費、図書購入費、物件費、修理製本費、目録作成費等、図書館において専門的に予算を組み、その経費を独自に行うように制度を改めるべきである。

記

自然科学と人文・社会科学の関係は密接を加えつつあり、科学の進歩は、この二つの部門のつりあいのとれた振興を必要としている。科学の進歩に対する国民の認識が高まり、その振興方策が具体化しつつあることは喜ばしいが、もし自然科学に偏した振興方策がとられるときは、科学振興の目的をかえつて阻害するおそれがある。政府は、人文・社会科学の振興とくにその基礎研究の振興に十分に注意を払われたい。日本における人文・社会科学の施設は甚だ不十分であり、将来のために憂慮しなくてはならない。本会議は、政府がまず次の施策を早急にとられることを要望する。

1. 国立大学における人文・社会科学部門の教員定員の増加

- a 現在国立大学で講座制をとるものは、教授1、助教授1、助手1を人文・社会系の講座の原則的な定員とするが、この原則的定員さえも充足されていない不完全講座が、なお甚だ多い。早急に充足されたい。
- b 重要な研究部門でありながら、1講座であるものがある。異なる世界観と異なる方法とが並存する部門においては、複数の講座こそが必要であり、その増設を希望する。
- c 現代の社会と文化の急速な変化によって、人文・社会科学には研究対象が増加し、境界領域の研究、新らしい研究方法の発展が必要になつてゐる。これらの必要をみたすために講座新設を希望する。
- d 講座制をとらない大学および学部においても、同様の理由により、研究の推進をはかる措置をとられたい。そのためには定員の増加がとくに必要である。

2. 私立および公立大学の人文・社会科学部門の施設設備の補助

- a 国立大学とともに私立大学における人文・社会科学の研究を振興することは、政府の施策にまつものが少くない。とくに人文・社会科学部門の施設設備に対する補助を増額されたい。
- b この趣旨に基づいて、公立大学に対しては、別途の措置を講ぜられたい。

3. 人文・社会科学部門の研究費の増加

- a 人文・社会科学部門の研究の発展とともに、必要研究費の額は増大しつつある。しかし国立大学の人文・社会科学部門の教官研究費はきわめて少く、とうてい教官をして研究をおこなわせるには足りない。

そのうえ、人文・社会科学部門と自然科学部門とのあいだの不均衡は増大しつつある。たとえば、戦前（昭和10～20年）にくらべて、実験講座の単価は昭和34年度に165.6倍になつてゐるのに、非実験講座のそれは89倍にすぎない。人文・社会科学部門の教官研究費を少くとも倍増されたい。

- b 国立、私立大学および研究所に与えられる科学研究費のうち、昭和35年度において、自然科学にあてられるものの総額は約148,042万円であるのに対し、人文・社会科学にあてられるものの総額は、16,934万円である。後者の増強を希望する。

4. 基礎研究の重視

人文・社会科学の社会生活の向上にたいする寄与は、科学技術の進歩とともに増大している。しかし直接に社会に役立つことが大きくなればなるほど、自然科学の場合において基礎科学研究が重視されると同じく、人文・社会科学においても、基礎研究こそが重視され、十分な研究促進のための

措置がとられねばならない。将来への理想的の設定のためには、複雑な人文・社会の諸関係が人文・社会科学の諸部門によつて厳密広汎に検討されねばならないのであるが、わが国の現状は、特別な振興を必要とする人文・社会科学の基礎研究の諸部門がはなはだ多い。

5. 総合研究施設の設置

人文・社会科学の振興のためには、文献および資料センター、総合人文・社会科学図書館、総合人文・社会科学研究所をふくむ総合研究施設が必要である。その設置を要望するが、その計画立案および設置については日本学術会議の意見にそわれたい。

5-20

庶発第361号 昭和36年5月18日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長代理 桑原武夫

科学技術会議の「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」

(諮問第1号)に対する答申に関して(勧告)

10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について、科学技術会議が、内閣総理大臣の諮問に答えて、短期間にこの答申を取り纏められたことは、本会議として、敬意を表するものである。

しかしながら、この答申については、科学技術会議の職務権限として、同会議設置法の制約によるところであろうが、人文科学、社会科学と科学技術との連関の指摘において不足する面がうかがわれ、また、人文科学、社会科学や自然科学の基礎部門を重視しないかのような印象を与えるふしがあることは遺憾である。

本会議はこの答申について検討し、第33回総会の議に基き次のとおり勧告する。

なお、本会議は本件について検討を継続しているので、後日、さらに意見を述べることがあろう。

1. 科学技術に関する基本法の制定について(答申9-2参照)

わが国の科学技術は画期的に振興する必要がある。しかし、基本法の立案に当つては、科学技術の振興のみに限定せず、広く人文科学、社会科学、自然科学の全般にわたり、科学技術を推進するため、下記に示すような基本的理念ならびに方策を明らかにする科学技術基本法とし、科学技術の振興のために必要な諸措置例えは、そのための法的措置等は以上の精神に基づいて行うべきである。

また基本法を制定するためには、科学に関する研究者の意見が十分に反映される適当な組織を設けて、その立案にあたるべきである。

なお、立案に当つては、下記の諸点を強調すべきである。

- (1) 科学の研究は、世界平和の確立、人類の福祉の増進、文化の向上のためになすべきものであること。
- (2) 科学の研究はその全領域にわたつて推進させるべきものであつて、必要に応じ特定の分野の研究を特に推進する場合においても、他の分野の貧困化によつて行なつてはならないこと。
- (3) 科学の研究の成果は、原則として公開すべきものであること。
- (4) 科学の研究については、研究者の意志が尊重され、また反映されなければならないこと。
- (5) 大学における自由を、かつ自主的な研究が尊重されなければならないこと。
- (6) 科学の研究費の確保について積極的な方途を講ずべきこと。